

## 甲府市農業委員会 7月定例総会議事録

1. 日 時 令和3年7月30日（金曜日）午後2時00分から午後3時10分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1番 渡邊 初男      2番 小松 芳彦      3番 菊島 建      4番 池田 哲郎  
6番 關野 登      7番 田中 由美      8番 後藤 良仁      9番 土屋 三千雄  
10番 越石 和昭      11番 小澤 博      12番 山村 忠弘      13番 雨宮 洋文  
14番 末木 瑞夫      15番 矢崎 正勝      16番 塚田 泰英

4. 欠席委員（1名）

5番 落合 洋子

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 令和3年8月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第5号 令和3年8月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 農用地利用配分計画（案）の作成について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第5号 競・公売適格証明願について（市街化区域届出）

報告第6号 耕作土搬入届出について

報告第7号 返納届について

報告第8号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和3年7月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（清野係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会7月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、7月定例総会の議事録署名委員ですが、7番の田中由美（たなか ゆみ）委員、8番の後藤良仁（ごとう よしひと）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、議事の進行上総会で疑問に思うことがありましたら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

農地係青木でございます。今月の第3条許可申請は有償移転が1件ございまして、第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。万年橋から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、北面、西面、南面は農地となっています。

譲受人は〇〇で〇〇を行っているが、新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後の計画面積は〇〇㎡となり、申請地には〇〇する計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第1号は決定し、許可書の交付をします。

つづいて、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の4条許可申請は1件でございます。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は申請地〇〇側において、〇〇として〇〇を経営することとなったが、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し転用したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第2号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が5件、賃貸借が3件、使用貸借が2件、計10件となります。

議案書3ページの1番、地図は2ページの5条No.1をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの5条No.2をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇を主体に〇〇を経営しているが、申請地は立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇については申請地〇〇側の〇〇として転用したいとのことです。

続きまして、議案書4ページの3番、地図は4ページの5条No.3をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は〇〇を主体に〇〇を経営しているが、〇〇に伴う〇〇を必要とするため土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に一時転用したいとのことです。

なお、転用期間は許可日から〇〇となります。

続きまして、議案書4番、地図は5ページの5条No.4をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇で〇〇を経営しており、〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書5ページ5番、地図は6ページの5条No.5をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇年頃より、〇〇が〇〇されてきたことから、今回〇〇による申請となります。

続きまして議案書6番、地図は7ページの5条No.6をご覧ください。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇年頃より、〇〇が〇〇されてきたことから、今回〇〇による申請となります。

続きまして議案書7番、6ページ8番、地図は8ページの5条No.7～No.8をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書9番、地図は9ページの5条No.9をご覧ください。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設と判断しました。

譲受人は〇〇において〇〇を経営しているが、〇〇での受注増加に伴い〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 10 番、地図は 10 ページの 5 条No.10 をご覧ください。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、現在の〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

なお、こちらの案件につきましては今年の 4 月に許可相当とされた案件ですが変更が生じたため今月に返納届が出された上での転用となります。

以上でございます

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。5 条案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 7 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 7 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

19 ページからは令和 3 年 6 月 10 日から令和 3 年 7 月 19 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 7 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号 令和 3 年 8 月告示分 農用地利用集積計画について、事務局より説明してください。また、関連がありますので、報告第 8 号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 9 件、再設定 8 件、計 18 件の申し出がありました。

議案書 19 ページの表は所有権移転です。

二川地区からの申出がありまして、合計面積は 319 m<sup>2</sup>です。

議案書 21 ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 14,073 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 3 年度の目標面積 103,600 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 44,809 m<sup>2</sup>、達成率は 43%です。

続いて 22 ページの表は、再設定です。

相川・甲運・山城・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 16,267 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 3 年度の目標面積 350,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 123,593 m<sup>2</sup>、達成率は 35%です。

20 ページ 1 番は所有権移転です。

23 ページ 1 番から 26 ページ 9 番は新規設定です。

26 ページ 10 番から 27 ページ 13 番は再設定です。

28 ページ 14 番から 29 ページ 17 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、所有権移転の案件を説明します。20 ページ 1 番をご覧ください。  
譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で、年間に〇〇日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

この農地の所有権移転については、譲受人が所有していた農地が〇〇として〇〇することとなったため、代替として農地を取得するものです。土地の購入に係る費用負担は〇〇となります。利用目的は、〇〇です。

経営地は、下限面積 50a を超えておりませんが、農林水産省より、「公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、農地法第 3 条の下限面積を満たさない場合であっても取得可能となるよう、農用地利用集積計画を作成、公告ができる」旨の通知がありました。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を作成し所有権移転を行う場合においては、法律上は下限面積の設定がありませんが、甲府市独自に 50a の下限面積を設定し運用しております。

今回の案件は、〇〇された農地の代替として同等の面積の農地の権利取得をするものであり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しておりますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たすと判断されます。

続いて、新規就農者の案件を説明します。24 ページ 4 番、5 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、〇〇にお勤めされています。〇〇により〇〇を受け、〇〇を受けた農地と、〇〇する農地を借り受け、〇〇でのお勤めを続けながら営農をすることとなりました。当該農地では、〇〇し、〇〇を行う予定です。〇〇も所有しており、不足するものは借り受けるとのことで、営農計画にも問題ないと思われま

借り手の経営地は借り受ける面積を含め、利用権貸借の下限面積を満たしており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、24 ページ 6 番、25 ページ 7 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、年齢は〇〇歳で、〇〇年から〇〇について研修を受けており、〇〇年〇〇月から農地を借りて、〇〇と〇〇人で農業経営を行っていきます。当該農地では、

〇〇を行い、〇〇を行う予定です。

〇〇は借り受ける予定で、栽培技術や農業経営について〇〇もいるとのことで、営農計画にも問題ないと思われまます。

借り手の経営地は借り受ける面積を含め、利用権貸借の下限面積を満たしており、農作業従事日数年間〇〇日を超えていることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 33 ページから 34 ページをご覧ください。

今月は 4 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。地元委員から説明が必要な場合は、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、大里・国母地区菊島委員から補足説明をお願いします。

○大里・国母地区委員（菊島委員）

菊島です。この案件は〇〇として〇〇されるもので、本人は前々から〇〇と言っておりました。それでもってこのような形となり問題ないと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 4 番～7 番の案件について、白井地区 土屋委員から補足説明をお願いします。

○白井地区委員（土屋委員）

4 番から 7 番の案件について説明したいと思います。最初の方は私直接会いましてなかなか〇〇だなど、最初の 4 番、5 番の方は〇〇歳、6 番、7 番の方は〇〇で、今現在新規就農者の〇〇さんの所で〇〇しております。そんな関係で私がかんかく様子を見ようと思っていたところ、〇〇しとにかんかく〇〇と。ついては私も〇〇を忘れないためにここで〇〇し、あなたも〇〇を〇〇と。〇〇しまして私もホッとしています。

以上です。よろしく。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。今、土屋委員さんからは若い人を指導するお手本のよう

なことを言っていました。実行していただきたいと思います。

こちらの案件についても事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第8号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思っております。

つづいて、議案第5号 令和3年8月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について審議いたします。

それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第5号の説明をいたします。

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書30ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第5号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第6号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書30ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申出がありました。

議案書31ページ1番の借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりましたが、議案第 6 号も関連があるから一緒に説明してください。

○事務局（牧野係長）

はい、分かりました。

それでは議案第 6 号の説明をいたします。続いて、議案書 32 ページをご覧ください。

中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇の〇〇であり〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇しました。経営耕地は〇〇に〇〇㎡を有し、〇〇を行っています。当該農地では〇〇を行う予定です。

経営地は、下限面積を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

今回の総会で農用地利用集積計画が決定された後に、山梨県の補助事業「機構借受農地整備事業」を活用して耕作放棄地を解消する予定です。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

議事の進行上、議案 5 号、6 号は関連する案件ですので一括して審議いたします。

補足説明については地元の小松委員からお願いします。

○甲運地区委員（小松委員）

甲運の小松です。この土地については、〇〇にある〇〇のところでございまして、ずっと耕作放棄に近い形で耕作なされなくてそのまま放置しておると耕作放棄地になってしまうので、なんか対策を取って欲しいという働きかけがあった中での賃借ということで、管理機構を通じての土地利用が無事に締結されたということです。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。大変〇〇された耕作放棄地の放置が中間管理事業を通じて農地として再生され、また借り手も決まったとこういう案件でございます。この 5 号 6 号は関連でございます。どちらについても事前での質問はなかったわけですが、みなさんの方から新しいタイプの、あまり総会では扱わない案件でございますので、ご質問がありましたら出していただきたいと思います。

○上曾根地区委員（小澤委員）

はい、この〇〇している〇〇というのは〇〇はなんですか。

○甲運地区委員（小松委員）

〇〇でした。柵もあります。その柵を改修して草刈り等をした中で〇〇を作るという  
ことで。

○上曾根地区委員（小澤委員）

その柵はそのまま使うわけですか。

○甲運地区委員（小松委員）

そうです。活用できるものは活用して、〇〇で、使える面と使えない面があるか  
とは思いますが、現段階ではまだ大丈夫じゃないかということでそれを利用して、  
草刈りをした中에서도〇〇をします。

○上曾根地区委員（小澤委員）

現地は〇〇ですか。

○甲運地区委員（小松委員）

〇〇です。〇〇で、〇〇で、あの〇〇という形の中でのものです。

○上曾根地区委員（小澤委員）

〇〇からは見えないんですね。

○甲運地区委員（小松委員）

〇〇から見えます。

○議長（西名会長）

小澤委員さんね、見ると分かりますが、ぐーと〇〇でね、〇〇っていう。小松委員  
さん、あの〇〇の話をしてやってください。

○甲運地区委員（小松委員）

はい、〇〇のように〇〇した所で、このまま〇〇させてしまってもったいない  
と、すぐ〇〇なのですぐ〇〇になってしまうということで、今ならまだ活用できる  
という〇〇の所での利用です。

○上曾根地区委員（小澤委員）

その受けるものの〇〇がなんというか分からないんだけど。

○甲運地区委員（小松委員）

だいぶ前から手広く〇〇の農地の借り受けをしまして、〇〇した中で〇〇をしている方で、この方の元で〇〇をやってる、自分が〇〇と協力して〇〇して今なお〇〇して農業をしています。

○右左口上九地区委員（柿嶋職務代理）

〇〇はなんといったかな。

○甲運地区委員（小松委員）

〇〇さんと〇〇という形でやっています。

○議長（西名会長）

どうでしょうか小澤委員さん。

○上曾根地区委員（小澤委員）

はい、いや〇〇で手を入れて〇〇というのは感服しましたね。なかなか〇〇じゃないですか。

○甲運地区委員（小松委員）

そうですね。かなり〇〇して〇〇を〇〇する中で、今年は〇〇の方が〇〇という形でもって、〇〇の方なんですけれども、〇〇として入ってまして、その方も〇〇農地を借りて〇〇ということです。〇〇が入ってその方が〇〇していくという風な〇〇にやっているということです。

○上曾根地区委員（小澤委員）

分かりました。

○議長（西名会長）

大変ありがたい〇〇でございまして、そこで〇〇が〇〇してまた〇〇に営農しております大変素晴らしい内容でございます。小松委員さんから地元の案件について説明をいただいた所でございますけれども、他にはどうでしょうか。無ければ採決をさせていただいてよろしいでしょうか。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。議事の運営が平行いたしましたけれども、議案第5号、6号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたのでこの 2 つの案件について、決定して参ります。

以上で本日予定しております案件はすべて終わりました。みなさんに円滑にまた慎重にご審議いただきました。このことに感謝申し上げ閉会にさせていただきます。ありがとうございました。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、7月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後 3 時 10 分 閉会